

子どもの課金 確認を

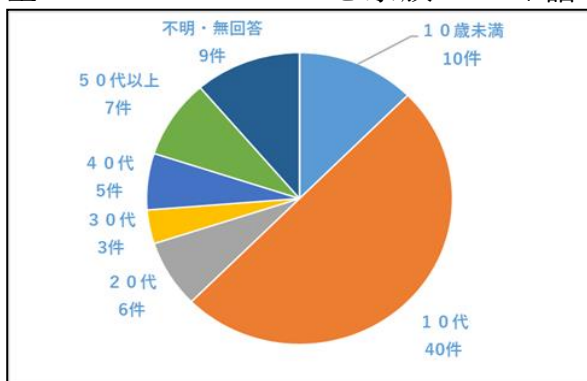
新型コロナウイルスの影響で外出の機会が減ったこともあり、子どものオンラインゲームに関する相談が多く寄せられています。

▼幼稚園に通う娘がオンラインゲームで遊び、ゲーム内のアイテムを購入していたことが分かった。利用させたデバイスをオフラインで与えたにもかかわらず、自宅のWi-Fi（ワイファイ）経由でインターネット回線につながり、登録してあったクレジットカード番号で決済されてしまった。（契約当事者：6歳女子）

▼小学生の子どもが、オンラインゲームで知り合った年上の人から「ゲームアイテムを手に入れる方法を教えてあげる」と言われ、親の財布からクレジットカードを持ち出し、カード情報を入力する方法の指南を受けていたことがわかった。（契約当事者：小学3年生男子）

▼中学生の息子が家のお金を無断で持ち出し、コンビニでプリペイド型電子マネーのギフトカードを購入して、タブレット端末でオンラインゲームに高額課金していた。（契約当事者：中学1年男子）

これらの事例のように、ネット環境の状況や、オンラインゲーム内のコミュニティで子どもが知り得る情報により、親の想定を超える事態で生じるトラブルに困惑して相談されるケースが多く見受けられます。また、課金を伴うにもかかわらず、子どもが決済方法のことを正しく理解していないケースや、子ども自身が課金したことを理解できていないケースが多く見られます。日頃から、ゲームの遊び方や課金についてのルールを家族でよく話し合い、親子で確認、約束をしましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられたオンラインゲームに関する年代別相談件数(2021年度)

未成年者が保護者の同意を得ずに契約を結んだ場合、原則としてその契約を取り消すことができます。しかし、成人であると偽って課金している場合には、取り消しは認められません。軽い気持ちで年齢を偽って利用した結果、プラットホームやゲームの提供会社から未成年者による課金とは判断されず、取り消しや返金が認められないケースもあります。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや!）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。